

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は 63,109 人（令和 5 年 4 月 1 日時点、住民基本台帳）でピーク時の昭和 60 年の 80,877 人（国勢調査）から 22%減となっており、高齢化率も 35%と高く、少子高齢化や若年者の市外流出による人口減少が深刻である。

本市の民営事業所数は 3,666 か所、従業者数は 29,323 人であり、その 99%が従業員数 100 人未満の中小企業である（平成 28 年経済センサス活動調査）。内訳としては製造業が従業者数の 3 割を占める最大の産業であるとともに、山中漆器や九谷焼といった伝統工芸の発祥の地であり現在でも多数の従事者がおり、ものづくりが盛んな地域であるといえる。

また、全国でも有数の温泉観光地である「加賀温泉郷」を抱え、温泉宿泊業及び関連サービス業も多くあるほか、医療・福祉業の集積率も高いなど、多様な産業が市内全域に立地し、本市の経済、雇用を支えている。

中小企業を取り巻く経営環境は、少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化による消費や受注の低迷、労働コストの上昇、原材料費の高騰、さらには後継者問題など厳しい状況に置かれており、本市の産業活力の低下が避けられない状況にある。

今後、さらに加速することが想定される少子高齢化や人口減少による労働力不足などの課題のほか、働き方改革等による労働環境の変化に対応するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、中小企業の労働生産性の向上を図ることが課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで限られた人員による事業の効率化を図ることとする。これにより、本市の中小企業が設備投資を積極的に行い、人口減少局面においても経済発展していくことが期待される。

これを実現するための目標として、計画期間中に 20 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業振興にあたっては、多様な産業で広く事業者の生産性向上を実現する必

要があり、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市産業は市内全域に幅広く立地していることから、本計画の対象区域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

製造業をはじめとして、サービス業や小売業等、医療・福祉業や農林水産業等、多様な業種が本市の雇用、経済を支えていることから、対象業種は全業種とする。生産性向上に向けては、ロボットやAIによる自動化の推進、IoTやICT機器導入による業務効率化、省エネの推進等、業種や事業者によって多様な取組が想定される。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月15日～令和7年6月14日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。